

一般社団法人三重出会い案内 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人三重出会い案内と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を三重県四日市市西浜田町1番7号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、異性間の相互理解を深め、地域社会の発展に貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 異性間交流を促進する催し物の企画と開催
- (2) 前号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第9条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年8月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第10条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第12条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第15条 当法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 2名以上

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第16条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年6月30日から翌年6月29日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 22 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第 6 章 附則

(最初の事業年度)

第 23 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 3 年 6 月 29 日までとする。

(設立時の役員)

第 24 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

| | | |
|---------|------|------|
| 設立時理事 | 中村洋輔 | 水野健児 |
| 設立時代表理事 | 水野健児 | |

(設立時社員の氏名及び住所)

第 25 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------------------|
| 住 所 | 三重県四日市市西浜田町 1 番 7 号 |
| 設立時社員 | 中村洋輔 |
| 住 所 | 三重県四日市市西浜田町 1 番 7 号 |
| 設立時社員 | 水野健児 |

(法令の準拠)

第 26 条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人三重出会い案内設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 2 年 6 月 18 日

設立時社員 中村洋輔 印

設立時社員 水野健児 印